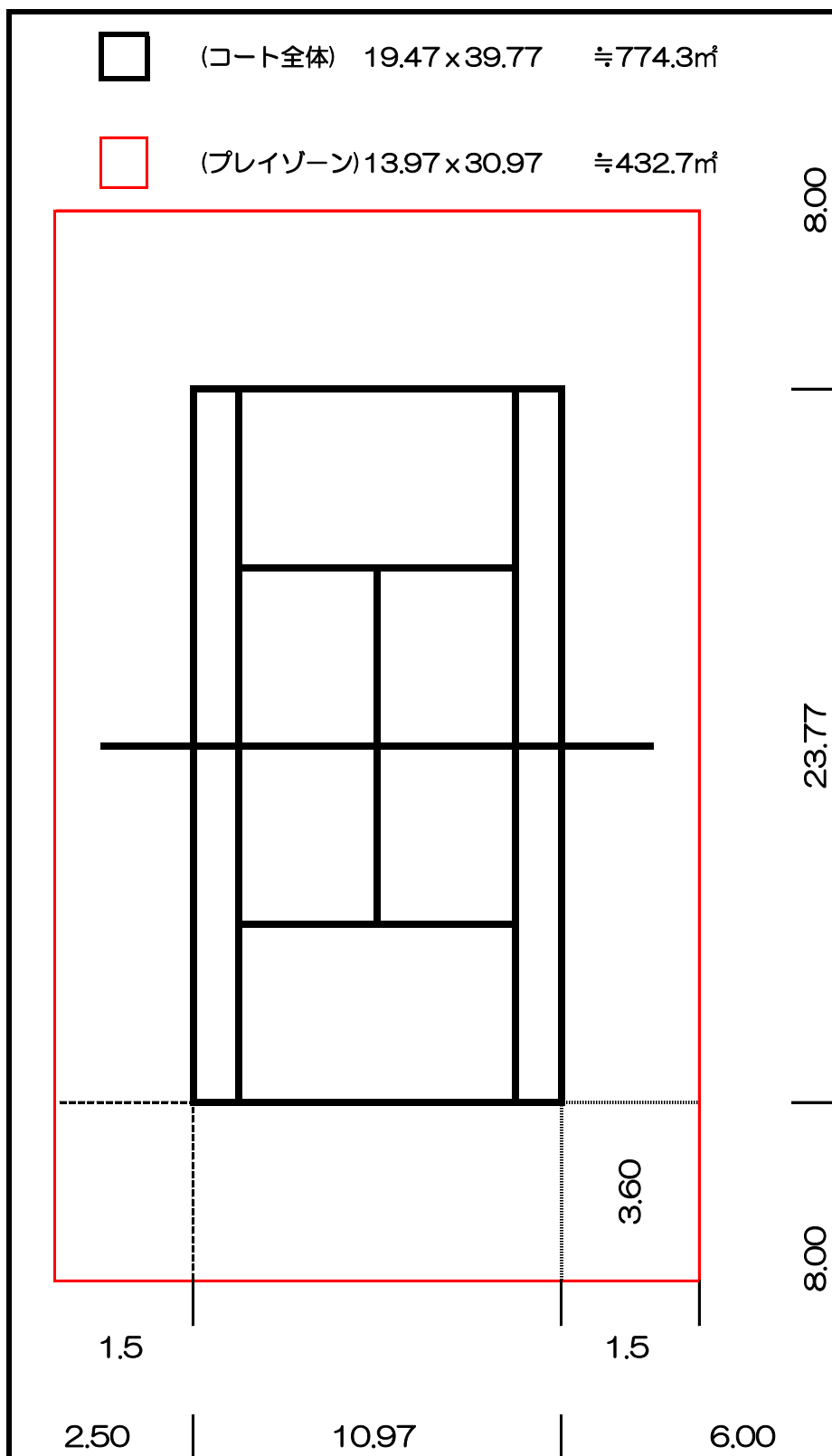


	項目	担当課記入項目
1	件名	門真市立テニスコート人工芝張替修繕
2	場所	門真市立テニスコート 住所：門真市三ツ島 3 丁目12- 6
3	履行期限	令和9年3月31日
4	修繕内容	門真市立テニスコート 1 面張替（Eコート） 1．資材調達 ・人工芝 ポリエチレン製：432. 7㎡ ・調整珪砂：25kg/㎡～26kg/㎡ ・副資材 ジョイントテープ：300m 2．人工芝取替 3．撤去・処分・運搬 ※修繕箇所：別紙のとおり ※実施期間：原則12月 7 日(月)～12月18日(金)で実施すること。（養生期間も含む） ※実施条件：AコートとBコートに利用者がいる状態で修繕すること。
5	履行前・履行後提出物等	履行前に工程表の提出 修繕写真の提出（着手中・着手中・着手中等）
6	図面	別紙のとおり
7	金抜き設計書	別紙のとおり
8	その他注意事項	・人工芝の色合いについては、市と協議の上決定すること。 ・人工芝表面はボールのバウンドが不規則にならないよう又プレー上の支障のある水溜まりができないよう実施すること。 ・調整珪砂は砂散布機等により、均一に散布すること。 ・接着不良、継ぎ目の重なり、継ぎ目の隙間がないか細かくチェックすること。 ・継ぎ目の段差が激しいところは担当課もしくは指定管理者と協議の上、処理すること。 ・履行日、資材搬入経路、修繕内容については事前に担当課と打合せが必要。 ・門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場及び管理棟の建物、設備、器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償すること。 ・積算に当たっては運搬に係る費用、設置取付費用、撤去処分費用を含む。 ・作業の際に発生したゴミは持ち帰ること。 ・業務に係る各種法令を遵守すること。
9	担当	生涯学習課 スポーツ振興G 担当者：生野 数貴 直通番号：06-6902-7195（内線：3039） FAX：06-6902-4935 メールアドレス：kys03@city.kadoma.osaka.jp
10	注意事項	<u>・履行にあたっては日本国の各種関連法令を遵守しなければならない。</u> <u>・個人情報を取扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。</u> <u>・履行後の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、本市の再検査を受けなければならない。</u> <u>・支払条件は特段の定めがある場合を除いて完了払とし上記検査完了後に発注者の指定する請求書により契約料金の支払を請求するものとする。</u> <u>・受注者の責に帰する事由により履行期限までに完了することができない場合において、発注者が履行期限後に完了する見込があると認めたときは、違約金を付して履行期限を延長することができる。</u> <u>・入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約履行時に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。</u> <u>・業務の処理に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。</u>



金抜き設計書

別紙

[illegible]